

ぎふ労働委員会だより

平成 31 年 2 月 第 78 号

労働委員会活性化へ向けての取組実績

岐阜県労働委員会
会長 秋保 賢一



これまでの岐阜県労働委員会の活性化へ向けての取組実績を紹介させていただきます。

まず、労働委員会の認知度向上のための取組としまして、ホームページの充実を図りました。目標は、年間アクセス数 18,000 件としていますが、平成 30 年度は平成 31 年 1 月までで 15,311 件となっており、年間目標アクセス数は達成する見込みです。また、10 月の個別労働関係紛争処理制度周知月間に合わせ、労働委員会 PR ポスターを県内のコンビニエンスストアや金融機関に掲示し、地デジ・データ放送においても、労働委員会制度の説明や仕組み等を掲載しました。また、認知度向上の一環として出前講座を実施しており、平成 30 年 2 月には、平野会長代理を講師として派遣し、労働委員会制度の趣旨、取り扱った事例等について講義を行いました。

さらに、公労使各委員及び事務局職員の資質の向上につきましては、外部講師による研修会を実施しており、平成 30 年 6 月には、熊田士朗弁護士をお招きして事実認定をテーマにご講演いただき、10 月には、岐阜労働局職員をお招きして働き方改革関連法の改正についてご講義いただきました。なお、平成 30 年からは公労使委員が持ち回りで講師を務める勉強会を開催することとし、9 月にはパワーハラスメントによるうつ病等と労災について、12 月には外国人労働者について勉強会を行いました。

そして、労働委員会の活性化のためには、各事件について、適正かつ迅速に計画的な審理、あっせんを行う必要があるところ、平成 30 年の不当労働行為事件につきましては、関与和解により解決した 2 件のうち、審査目標期間である 1 年 3 か月を超えた案件が 1 件ありました。当該事案には円滑な審理が困難な事情がありましたが、今後もさらに工夫する必要があると考えています。なお、個別的労使紛争あっせんにつきましては、申出が 5 件あったにもかかわらず、終結した 4 件いずれも使用者側の不応諾によって不開始となったことは残念に思っています。制度に対する使用者側の誤解や知識不足が不応諾の原因になっているとするならば、さらに認知度の向上を図る必要があると考えます。

このように活性化に向けての取組によってそれなりの成果を上げることができたとは思いますが、まだまだ課題は残っております。

今後、働き方改革関連法の施行に伴い、労使協定の重要性が増大するとの指摘もありますし、外国人就労の拡大が見込まれる中で外国人労働者による申立てが増える可能性もあり、労働委員会の果たす役割は決して小さくないと考えております。今後とも、委員・職員一同、さらに具体的な成果が得られるよう尽力していく所存ですので、関係各位におかれましてもご指導、ご協力の程、よろしくお願い致します。

第46期 岐阜県労働委員会委員の紹介

(任期:平成 29 年 12 月 24 日～2年間)

区分	氏名	役職等	任期数
公益委員	◎あきほ けんいち 秋保 賢一	弁護士	7 期 目
	○ひらの ひろし 平野 博史	弁護士	7 期 目
	あさい なおみ 浅井 直美	弁護士	4 期 目
	みつい さかえ 三井 栄	国立大学法人岐阜大学地域科学部教授	4 期 目
	おおの まさひろ 大野 正博	朝日大学法学部教授	3 期 目
労働者委員	たかだ かつゆき 高田 勝之	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	6 期 目
	くりもと りか 栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	5 期 目
	きたじま あづさ 北島 あづさ	岐阜一般労働組合副執行委員長	2 期 目
	ないとう ひろし 内藤 浩	川崎重工労働組合岐阜支部執行委員長	2 期 目
	すずき しん 鈴木 慎	UAゼンセン岐阜県支部長	1 期 目
使用者委員	あんどう まさひろ 安藤 正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事	2 期 目
	やなぎはら こういち 柳原 幸一	株式会社鶴飼代表取締役会長	5 期 目
	むらせ なおこ 村瀬 尚子	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長	2 期 目
	かわかみ としこ 河上 智子	河上薬品商事株式会社専務取締役	2 期 目
	いちやなぎ まさよし 一柳 正義	スイトトラベル株式会社取締役相談役	1 期 目

※◎印は会長、○印は会長代理

労使の円滑な関係構築に向けて ～公労使の委員よりひとこと～



会長代理
公益委員 平野博史

労使間の問題は、原状回復の形を取って解決する場合もあれば、当事者に一定の作為あるいは不作為を求め、解決がその誠実な履行に委ねられる場合もあります。いずれの場合も、解決の内容は労使間の合意や労働委員会の救済命令等によって決められることとなりますが、労使問題の特殊性から、その内容が、例えば「誠実に団体交渉をする」といったように、円滑な労使関係の構築のための手段にすぎないケースも少なからず出てきます。

今更ながらではありますが、何をおいても労使相互の理解と協調がなければそうした手段も効を奏し得ない、と痛感しておりますし、目的とする労使関係のあり方やその理念につきましても共に思いを馳せていただければ、と期待してやみません。

労働委員会に上がってくる案件の大半は「労使間のもつれ」だと感じます。労使の「信頼関係」が、いかに大切であるかを身につまされると同時に、重要であることを実感しています。しかし、労使間の信頼関係は今日明日で構築できるものではなく、日頃からの繋がり、いわゆるコミュニケーションが重要です。

これから春闘に向け交渉が始まっていますが、この時期だけでなく、常日頃から労使で話し合う場を設け、お互いベクトルを合わせて、まずは信頼関係を築いてほしいです。



労働者委員 栗本理花



使用者委員 柳原幸一

労働問題の専門家である公益委員の先生方、プロである労働者委員の先生方と比較させていただくと、使用者委員の私はまったくの素人と言ってよいと思います。出てくる事案に「そうなんだ！」とか「そんなことがあるんだ！」と、いつもびっくりするばかりで全然お役に立てていないのでは、と反省ばかりです。でも、それらの事案を反面教師として経営に取り組んでいますし、様々な場面で経営者仲間と議論し合います。その対応により労働問題が減少すれば別な意味でお役に立てているのでは、と思います。よろしく！

活動報告

1 労働委員会の年間活動状況等(平成30年)

平成30年2月9日 中小企業組合士協会研修会において労働委員会委員による
出前講座を実施

- ・場所：岐阜市（ホテルパーク）
- ・テーマ：「労働紛争発生時の対応及び解決方法」
- ・講師：平野会長代理

5月10～11日 中部地区労働委員会会長・公益委員会議を岐阜市で開催

- ・場所：岐阜市（グランヴェール岐山）
- ・出席委員：秋保会長、平野会長代理、浅井委員、三井委員、大野委員

6月12日 平成30年第1回労働委員会委員・事務局職員合同研修会の開催

- ・場所：岐阜県庁労働委員会室
- ・講師：熊田士朗弁護士
- ・テーマ：「事実認定について」

名古屋家庭裁判所所長、名古屋地方裁判所所長等を歴任された元裁判官の熊田士朗弁護士を講師としてお招きし、事実認定をテーマにご講演いただきました。



熊田士朗弁護士

6月14～15日 全国労働委員会会長連絡会議に出席

- ・場所：静岡県静岡市（ホテルセンチュリー静岡）
- ・出席委員：秋保会長

9月5日 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会に出席

- ・場所：岐阜市（岐阜合同庁舎）
- ・出席者：事務局職員

9月6～7日 公労使新任委員合同研修に出席

- ・場所：東京都（中野サンプラザ、労働委員会会館）
- ・出席委員：鈴木委員、一柳委員

9月11日 労働委員会勉強会を開催

- ・場所：岐阜県庁労働委員会室
- ・テーマ：「パワーハラスメントによるうつ病等が労災になる場合とは」
- ・講師：秋保会長

- ・労働委員会の活性化に向けた新たな取組として、公労使委員が持ち回りで講師を務め研鑽を図る「労働委員会勉強会」を平成30年9月から開催しています。

10月1～31日 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間におけるPR活動を実施

- ・全国的に取り組んでいる10月の「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」に合わせ、コンビニエンスストア・金融機関へのポスターの掲示や、労働関係機関の広報誌・メールマガジンへのPR記事の掲載などにより、労働委員会制度や個別あっせん制度について広報活動を実施しました。

10月4～5日 中部地区労働委員会連絡協議会に出席

- ・場所：石川県金沢市（KKRホテル金沢）
- ・出席委員：秋保会長、高田委員、河上委員

10月16日 平成30年第2回労働委員会委員・事務局職員合同研修会を開催

- ・場所：岐阜県庁労働委員会室
- ・講師：岐阜労働局職員
- ・テーマ：「働き方改革関連法の改正について」

岐阜労働局の担当職員の方を講師としてお招きし、働き方改革関連法の改正内容等について、ご説明いただきました。



岐阜労働局職員による講義

11月8～9日 第73回全国労働委員会連絡協議会総会に出席

- ・場所：東京都（メルパルク東京）
- ・出席委員：平野会長代理、浅井委員、北島委員、内藤委員、安藤委員、村瀬委員

当委員会使用者委員の安藤委員が、同一当事者間において救済申立てが複数回繰り返される場合の不当労働行為事件への対応について意見発表を行いました。



発表する安藤委員

12月6～7日 公労使委員個別紛争専門研修に出席

- ・場所：東京都（中野サンプラザ）
- ・出席委員：栗本委員

12月11日 労働委員会勉強会を開催

- ・場所：岐阜県庁労働委員会室
- ・テーマ：「外国人労働者について」
- ・講師：北島委員

※上記以外の活動として、定例総会（毎月1回）、公益委員会議を開催

岐阜県労働委員会活性化の取組について

平成27年8月に、岐阜県労働委員会の一層の活性化を目指し、「岐阜県労働委員会活性化の取組」を策定しました。活性化に向けた推進方策として、労働委員会制度の認知度向上、委員・事務局職員の資質向上等を目指すこととしており、平成30年は下記のような取組を行いました。

●委員・事務局職員を対象に、働き方改革関連法の改正について研修を行いました。

岐阜県労働委員会では、「労働委員会活性化の取組」の一つとして、委員と事務局職員の資質の向上を目的として、外部講師を招聘した研修を開催しております。今年は、岐阜労働局職員の方を講師としてお招きし、平成31年4月から順次施行される働き方改革関連法の改正についてお話を伺いました。主な内容は下記のとおりです。

【働き方改革関連法の改正内容】

○労働時間法制の見直し
(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

- ・残業時間の上限規制
- ・「勤務間インターバル」制度の導入促進
- ・年5日間の年次有給休暇の取得
(企業に義務づけ)
- ・月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ
- ・労働時間の客観的な把握
(企業に義務づけ)
- ・「フレックスタイム制」の拡充
- ・「高度プロフェSSIONナル制度」の創設

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
～同一企業内における正規・非正規の間の不合理な待遇差の解消～

(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

- ・不合理な待遇差をなくすための規定の整備
- ・労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化
- ・行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備

(厚生労働省

「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて～」より)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf>

●委員による出前講座を開催しました。

平成30年2月9日、岐阜市内において、岐阜県中小企業組合士協会の関係者を対象に「出前講座」を開催しました。

当日は、平野会長代理(公益委員)から、「労働紛争発生時の対応及び解決方法」をテーマに、労働委員会制度の趣旨や特徴、取り扱った事例等について講話を行いました。

岐阜県労働委員会では、労働問題に関心のある皆様のご希望に応じ、労働問題に精通した委員を講師として派遣する「出前講座」を実施しています。是非ご利用ください。



平野会長代理

2 審査事件について

平成30年1月から12月までの間に申立てのあった不当労働行為事件は1件、前年から繰り越した事件は3件で、取扱状況は次のとおりです。

(平成30年1月～12月)

事件 番号	申立人		業種	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
28-4	労働組合		サービス業	1 団体交渉拒否の禁止 2 文書回答 3 陳謝文の手交	関与和解	◎大野、秋保
	H28.8.22				H30.3.15	(労)舟口※1、濱口※2 北島※1、鈴木※2 (使)安藤、村瀬
29-3	労働組合		製造業	1 不誠実団交の禁止 2 ポストノーティス	関与和解	◎秋保、大野
	H29.11.14				H30.12.17	(労)高田、内藤 (使)村瀬、河上
29-4	労働組合		生活関連 サービス業、 娯楽業	1 団体交渉拒否の禁止	(係属中)	◎浅井、三井
	H29.12.1					(労)栗本、濱口※3 鈴木※3 (使)柳原、高本※3 一柳※3
30-1	労働組合		製造業	1 配転命令の撤回 2 パワーハラスメント等の 禁止	(係属中)	◎平野、大野
	H30.7.17					(労)高田、北島 (使)安藤、一柳

◎印……審査委員長

※1……平成29年6月20日まで舟口委員担当、同年6月23日から北島委員担当

※2……平成29年12月23日まで濱口委員担当、平成30年1月16日から鈴木委員担当

※3……平成29年12月23日まで濱口委員及び高本委員担当、平成30年1月19日から鈴木委員及び一柳委員担当

(1) 28-4 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

(ア)被申立人は、申立人との団体交渉を拒否してはならない。また、被申立人は、団体交渉開催前に、申立人に対して「団体交渉を求めます」の文書への文書回答をしなければならない。

(イ)陳謝文の手交

イ 審査の状況

平成28年8月22日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を7回、審問を2回実施し、平成30年2月21日に結審した。その後、和解協議を2回実施したところ和解が成立し、平成30年3月15日、申立人から取下書の提出があり、事件は終了した。

(2) 29-3 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

(ア)被申立人は、申立人から提出された2017年春闘要求書について、適切な時期に回答を行うとともに、回答の根拠となる経理・財務資料及び人事査定に関する評価基準の具体的資料を申立人に提供し、誠実に団体交渉を行わなければならない。

(イ)ポストノーティス

イ 審査の状況

平成29年11月14日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を4回、審問を1回、和解協議を2回実施したところ和解が成立し、平成30年12月17日、申立人から取下書の提出があり、事件は終了した。

(3) 29-4 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

(ア)被申立人は、要求に対する回答について合理的な根拠を明らかにし、一切の問題を団体交渉の場で解決しなければならない。

イ 審査の状況

平成29年12月1日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を6回、審問を1回実施した。事件はなお係属中である。

(4) 30-1 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

(ア)被申立人は、組合員に対する平成29年7月21日付け配置転換命令がなかったものとして取り扱い、同人を原職に復帰させなければならない。

(イ)被申立人は、組合員に対する平成30年4月21日付け配置転換命令がなかったもの

として取り扱い、同人を原職に復帰させなければならない。

(ウ)会社側の組合代表に対する不平等の処分の継続、パワーハラスメントを行った事を認め、今後、行わない。

イ 審査の状況

平成30年7月17日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を2回実施した。事件はなお係属中である。

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った不当労働行為事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区 分	平成26年	27年	28年	29年	30年
前年より繰越	3	2	2	3	3
新規申立	2	3	4	4	1
終 結	3	3	3	4	2
命 令	救 済	1	1	1	
	棄 却	2			
却 下					
和 解		1	1	3	2
取 下 げ		1	2		
取扱件数計	5	5	6	7	4
翌年に繰越	2	2	3	3	2

3 調整事件について

平成30年1月から12月までの間に申請のあった調整事件(あっせん)は1件で、取扱状況は次のとおりです。

(平成30年1月～12月)

事件 番号	申 請 者	業 種	調 整 事 項	調 整 回 数	終 結 状 況	調 整 員
	申請年月日				終 結 年 月 日	
30-1	労 働 組 合	サービス業	(あっせん) 組合員の未払賃金 の支払方法	—	(係属中)	—
	H30.12.26					

(1) 30-1 争議

ア 申請の概要

労働組合が未払賃金の支払いを求める話し合いの中で、会社側が第三者を含めての話し合いに合意したため、労働組合からあっせんの申請がなされた。

イ 終結の状況

申請者に対して事前調査を行った。事件はなお係属中である。

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った調整事件(あっせん)の状況等については以下のとおりです。

(件)

区 分		平成26年	27年	28年	29年	30年
前年から繰越		2	0	0	0	0
新規受付		2	5	4	4	1
終 結 状 況	解 決	1	2		1	
	打切り	1	1	2		
	取下げ					
	不開始	2	2	2	3	
取扱件数計		4	5	4	4	1
翌年に繰越		0	0	0	0	1

4 個別的労使紛争事件について

平成30年1月から12月までの間に申出のあった個別的労使紛争事件は5件で、取扱状況は次のとおりです。

(平成30年1月～12月)

事件番号	申出者	業種	あっせん事項	あっせん年月日	終結状況	あっせん員
	申出年月日				終結年月日	
30-1	労働者	公務	パワハラ等の精神的苦痛、通院治療費用及び逸失利益の補償	—	不開始	—
	H30.3.29				H30.6.20	
30-2	労働者	不動産業、物品賃貸業	基本給減額分の支払請求及び精神的、経済的苦痛に対する補償	—	不開始	—
	H30.7.9				H30.7.20	
30-3	労働者	医療、福祉	解雇である事実の容認と解雇理由の提示、解雇予告手当の請求、休業中の賃金補償、労災認定の承認及び上司の謝罪	—	不開始	—
	H30.8.27				H30.9.6	
30-4	労働者	医療、福祉	業務指導書の撤回、休業補償給付金の請求	—	不開始	—
	H30.8.27				H30.9.6	
30-5	労働者	教育、学習支援業	解雇による金銭の損失補償	—	(係属中)	—
	H30.12.17					

(1) 30-1 労使紛争

ア 申出の概要

在任中の嫌がらせやパワハラ等による精神的苦痛に対する補償及び通院治療費の補償、また不当な理由での契約更新拒否に対する補償を求めるあっせんの申出がなされた。

イ 終結の状況

被申出者にあっせんに応じる意思がなく、不開始となった。

(2) 30-2 労使紛争

ア 申出の概要

経費削減を理由に役職手当が削減されたところ、基本給が削減される話はなかったにも関わらず、その後基本給が削減されていることが判明したため、その減額分と精神的、経済的苦痛の補償を求めるあっせんの申出がなされた。

イ 終結の状況

被申出者にあっせんに応じる意思がなく、不開始となった。

(3) 30-3 労使紛争

ア 申出の概要

上司から突然、退職勧奨通知書を交付された翌日から精神的苦痛のため出勤できなくなったことについて、解雇である事実の容認と解雇理由の提示、解雇予告手当の支給、休業中の賃金補償、労災認定の承認及び上司の謝罪を求めるあっせんの申出がなされた。

イ 終結の状況

被申出者にあっせんに応じる意思がなく、不開始となった。

(4) 30-4 労使紛争

ア 申出の概要

出席不要と認識していた会議に当日出席するよう指示があり、突然の業務指示のため従えなかったことから、後日会社から業務指導書が手渡されたが、指導内容に納得できないため業務指導書の撤回、及び勤務中の怪我により休業した際の補償を求めるあっせんの申出がなされた。

イ 終結の状況

被申出者にあっせんに応じる意思がなく、不開始となった。

(5) 30-5 労使紛争

ア 申出の概要

既に決まっていた派遣の仕事を断って就職したが、勤務3日目に突然解雇されたため、

雇用されていれば他で得られるはずであった給与の補償を求めてあっせんの申出がなされた。

イ 終結の状況

事件はなお係属中である。

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った個別的労使紛争事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区 分		平成26年	27年	28年	29年	30年
前年から繰越		0	0	0	0	0
新規受付		4	3	5	1	5
終 結 状 況	解 決		1			
	打 切 り		1			
	取 下 げ			1	1	
	不 開 始	4	1	4		4
取扱件数計		4	3	5	1	5
翌年に繰越		0	0	0	0	1

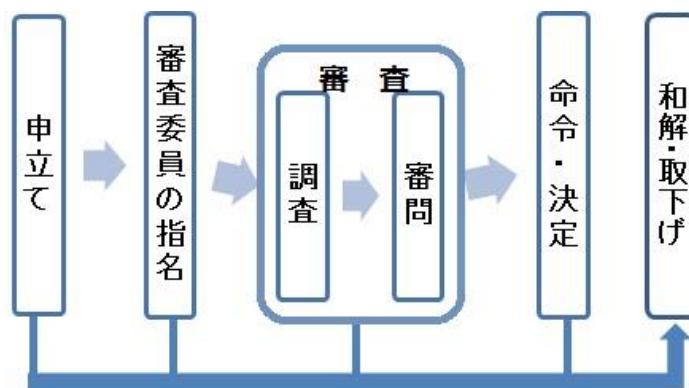
ご存じですか？労働委員会のしくみ

○不当労働行為の審査

労働組合法は、労働者が団結して自由に労働組合を作り、使用者と交渉することを労働者の正当な権利として保護しています。この権利を侵害する使用者の次のような行為は、「不当労働行為」として労働組合法により禁止されています。

- ・労働組合を結成しようとしたこと、正当な労働組合の活動をしたこと等を理由として労働者を解雇した
- ・正当な理由がないのに労働者の代表者との団体交渉を拒否した
- ・労働組合の結成や運営に使用者が介入した

労働者から不当労働行為があったとして労働委員会に申立てがあると、次のような流れで審査が行われます。



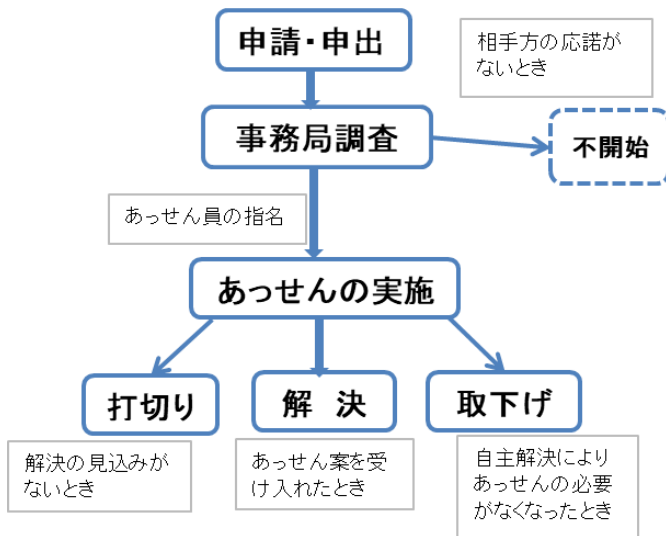
不当労働行為救済申立の流れ

「調査」では当事者双方の主張を明らかにし争点と証拠の整理を行い、次の手続きである審問の準備をします。また、「審問」では、不当労働行為があったか否かについて判断するための事実調べをします。審問が終わると、使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうか判定され、不当労働行為のあったことが認められた場合は救済命令、認められない場合は棄却命令が出されます。なお、申立人による申立ての取下げや、労働委員会の勧告による和解により事件が終了することもあります。

○労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)、個別的労使紛争のあっせん

個々の労働者、あるいは労働組合などと使用者との関係で生じた紛争は、当事者間の話し合いにより自主的に解決することが原則ですが、双方の主張が対立し歩み寄りが無いなど、当事者間の話し合いにより自主的に解決することが困難な場合もあります。

このような場合に、労働委員会は公正、中立な第三者機関として双方の間に入り、紛争解決のための援助を行います。



あっせん申請(申出)があると、双方の当事者に対して事情聴取を行い、被申請(申出)者もあっせんに応じる意思がある場合には、あっせん員を指名してあっせんを開始します。

あっせんの場合には、当事者双方の主張を確かめて、争点を明らかにしながら労使間の話し合いを取り持ち、あっせん案を提示するなどして争議の解決に努めます。

労働委員会委員としての長年の功績が認められ、次の方々が受章(受賞)されました。

【平成 30 年春の叙勲】

元労働者委員の志邑美弘しむらよしひろ氏が旭日双光章を受章
(委員就任期間:平成 11 年 12 月 24 日～平成 21 年 3 月 31 日)

【平成 30 年秋の叙勲】

元労働者委員の武田康郎たけだやすろう氏が旭日双光章を受章
(委員就任期間:平成 7 年 12 月 24 日～平成 17 年 6 月 30 日)

【平成 30 年度岐阜県知事表彰】

使用者委員の柳原幸一やなぎはらこういち委員が岐阜県知事表彰を受賞
(委員就任:平成 21 年 12 月 24 日～)

清流の国ぎふ

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



— 編集・発行 —

岐阜県労働委員会

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL (058)272-8790

FAX (058)278-2832

HP <http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/rodo/rodo-iinkai/>
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/rodo-iinkai/>

e-mail c16501@pref.gifu.lg.jp